

第4回 高校生の登山のあり方等に関する検討委員会 会議録

日 時 令和5（2023）年2月1日（水）14時00分から16時03分まで

会 場 栃木県自治会館403会議室

出席者 【委員】

望月委員長、日野委員、戸田委員、奥委員、毛塚委員、佐藤委員、渡部委員、
佐々木委員、松川委員、中村委員

【オブザーバー】

大川栃木県高等学校長会会長、吉成栃木県高等学校体育連盟会長、新井栃木県高等
学校体育連盟登山専門部長、小椋栃木県高等学校体育連盟登山専門部専門委員長

【県】

阿久澤教育長

（知事部局）

関根文書学事課課長補佐（総括）、鈴木危機管理課課長補佐、久保井自然環境課
副主幹 ほか

（教育委員会事務局）

大森総務課長、松本学校安全課長、長高校教育課長、大牧スポーツ振興課長、
細川総務主幹、岡村学校安全課主幹 ほか

議事・報告

- (1) 前回までの議論等について（報告）
- (2) 登山のあり方の更なる検討について（議事）
- (3) 「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」に基づく各種事業等の実施
状況について（報告）
- (4) 「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」に基づく各種事業等の再編
について（議事）
- (5) 「登山計画作成のためのガイドライン」の改訂について（報告）
- (6) 那須雪崩事故の教訓から、登山部のあり方等を考える（議事）

1 開 会

【司会】

定刻となりましたので、これより第4回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を開会いたします。

はじめに、教育長阿久澤よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

【教育長】

教育長の阿久澤でございます。

委員の皆様には、ご多忙の中、本検討委員会にご出席いただきまして、心より御礼申し上げます。

また、那須雪崩事故において亡くなられた8名の方々に対し、あらためてご冥福をお祈りいたします。

本検討委員会は、令和元年に設置されたところであります。昨年7月に開催いたしました第3回検討委員会では、本県高校生の登山のあり方の方向性や山のグレーディングに応じた活動範囲、登山活動に帯同するアドバイザーの資格基準など、様々な点についてご議論をいただいたところです。

本日の第4回検討委員会では、登山のあり方の更なる検討として、これまで議論を踏まえた取組や「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」に基づく各種事業等の再編案をお示しするなど、前回の検討委員会からより踏み込んだ具体的な再発防止策について議論いただきたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、実効性のある再発防止策を策定することで、二度とこのような事故を起こすことがないように取り組んで参りたいと考えております。

委員の皆様には、本委員会の目的達成のため、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げます。まして、あいさつの言葉といたします。本日はよろしく願いいたします。

【司会】

ここで、報道関係者の皆様に申し上げます。カメラの撮影はこれよりご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

ここからは、設置要綱第5条第2項の規定に基づきまして、望月委員長に議長をお願いいたします。

3 議事・報告

【委員長】

はい。皆さんこんにちは。委員長の望月でございます。

本委員会の開催は今年の暑いとき以来でございますが、高校生の登山のあり方と安全対策について活発な議論をお願いできればと思います。

それでは、議事・報告の(1)前回までの議論などについて、事務局から説明をお願いします。

【学校安全課長】

学校安全課松本と申します。よろしくお願いします。

私の方から前回までの議論等についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

1番目と2番目、第1回・第2回検討委員会の総論につきましては、記載のとおりとなりますので、ご参照ください。

3番目の第3回検討委員会の内容、主な意見等についてでございますが、山のグレーディングに応じまして難易度の高いコースへの登山は行わないこと、登山アドバイザーは有資格者とする、また、登山部の上位大会について選手の体力や技術を審査して参加校を選定することなどを議論いただきまして、大筋で了承をいただいたと認識してございます。

また、山のグレーディング、アドバイザーの資格要件については、すでに適用してございまして、現在改訂作業中の登山計画作成のためのガイドラインに内容を盛り込むということで作業を進めてございます。

中長期的な対応といたしまして、地域における活動への移行を図るということで、方向性として概ね了承をいただいたところでございます。

そのほか、学校安全のための取組に基づく各種事業について、再編を行うことを説明させていただきました。

今回第4回になりますけれども、前回お示した登山のあり方や学校安全のための取組の再編について、議題としてご検討いただくほか、次第のとおり報告を予定してございます。

また毛塚委員の方からは、那須雪崩事故の教訓から登山部のあり方等を考える、ご提案をいただいております、その内容につきましてもご議論をいただくことを予定してございますので、どうぞよろしくお願いたします。資料1については以上でございます。

【委員長】

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今までの議論を踏まえて、議題の中身に入っていきたいと思えます。(2)登山のあり方の更なる検討について、事務局から説明をお願いします。

【スポーツ振興課長】

よろしくお願いたします。スポーツ振興課長の犬牧でございます。

それでは資料2をご覧ください。

ページ右下の数字がスライド番号となっておりますので、スライド1、2という形で進めて参りますので、右下の番号をご確認いただければと思います。

それでは、スライドの1ですが、高校生の登山のあり方の方向性を踏まえまして、具体的な取組について提案をさせていただきます。

スライド2をお願いします。こちらは前回お示しました、本県の高校生の登山のあり方の方向性でございます。高校生の多様なニーズを踏まえた登山活動が安全に実施できる環境の構築を目指しております。

続きまして、スライドの3をご覧ください。こちらにも前回お示しました取組のイメージでございます。学校部活動と並行して、今後増えていくと思われる地域における登山活動を検討していく必要があるということで示させていただいております。

続きまして、スライド4をご覧ください。こちらは様々なニーズに合わせて安全に活動できる環境を目指しまして、それぞれのニーズに対応した取組をまとめたものでございます。

左上・右上の円でございますが、こちらは学校で実施される登山活動において、登山計画の審査、登山アドバイザーの帯同、部活動指導員の活用、研修会・講習会の開催により知識や技術の向上に努めて参ります。

右下でございますが、上位大会に参加することを目指す学校は、普段の活動状況やペーパーテストなどを通して、選考委員会において選考、上位大会へ参加する学校を検討したいと考えております。

さらに、学校だけでなく、登山を地域で行うために、高校生山岳会の設立や、既存の山岳会への加入を検討していくということが、円の左下でございます。

続きまして、スライドの5をご覧ください。これまでと今後の県教育委員会の取組を整理しますと、今までに登山計画の審査、登山アドバイザーの活用、衛星携帯電話の携行、新任顧問や生徒または経験のある顧問に対する研修会を実施して参りました。令和5年度からは、活動指導員の活用・登山活動を組み入れた実技を伴う研修会の開催、中長期的な取組としまして、専門家指導による合同登山、地域での活動に向けた環境の構築を図って参りたいと考えております。

続きまして、スライドの6をご覧ください。こちらからは、具体的な取組となります。令和5年度に向けた取組のまず一つ目でございますが、まずは、部活動指導員の活用です。登山アドバイザーはあくまで知識を有した外部指導者ではありますが、部活動指導員につきましては、学校の顧問として生徒を指導する立場にあるという違いがございます。部活動指導員を各学校に配置し、平日から生徒を指導し、知識や技術の習得につなげて参りたいと考えております。また、登山活動にも同行し、安全な登山に向けた指導を充実させたいと考えております。部活動指導員となる方々は、登山アドバイザーと同じ資格を持った方々を任用し、現在内諾をいただいている方が数名おり、すぐに任用できる状態でございます。登山アドバイザーも併用して、安全な登山を実施していきたいと考えております。

続きまして、スライドの7をご覧ください。県主催の高校生と顧問に対する研修会でございます。登山活動を加えた、実技を伴う研修会の開催でございます。高校生と顧問を対象に、安全登山に向けた知識の向上、技術の習得を目指して参ります。今までも、ロープワークや天気図の読み方等の研修を行って参りましたが、今後は実際の登山を行いながらの研修会を開催したいと考えております。登山計画審査会で審査の上、登山アドバイザーの帯同の下、実施したいと考えております。

続きまして、スライドの8をご覧ください。こちらからは、中長期的な取組となります。専門家指導による合同登山の実施に向けて取り組んで参りたいと考えております。生徒のニーズに合わせて登山活動を行いまして、様々な知識や技術、危機管理方法等を学ぶという内容と考えております。例としましては、上位大会参加を想定した登山や、低山を中心としたハイキングがメインなどのそれぞれのニーズに合わせ、指導者や登山アドバイザーと登山活動を行うということを想定しています。

続いて、スライドの9をご覧ください。こちらも中長期的な取組としまして、高校生年代の山岳会の設立に向けて取り組んで参りたいと考えております。栃木県山岳・スポーツクライミング連盟の傘下に高校生年代の子供たちが加入できる山岳会を設立し、有識者指導の下登山活動を行うケースを想定しております。学校部活動と切り離した形での登山となります。

最後に、スライドの10をご覧ください。今後の取組スケジュールでございます。山岳会への加入や高校生山岳会設立については、山岳部顧問や生徒に意向調査を行いまして、詳細なニーズを把握し、確認の上進めて参りたいと考えております。今後の取組等に関する説明は以上となります。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

これまでの委員会での議論を踏まえた提案であったと思います。

続きまして、次第では(6)となるのですが、毛塚委員から提出いただいた資料について、ここで一括して議論することで事務局と調整しましたので、毛塚委員の方から資料7のご説明をいただけますでしょうか。

【毛塚委員】

遺族委員の毛塚です。それでは説明をさせていただきます。

事前に15分以内程度でとお話があったのですが、なるべくそれに収まるように説明できればと思います。着座で失礼します。

資料7をご覧ください。タイトルは、那須雪崩事故の教訓から登山部のあり方等を考える、としておりまして、この委員会は登山のあり方ですけれども、私は登山部のあり方を考えてみました。教育委員会の切り口とは違うんですが、つながる部分があると思います。

最初に5ページの資料1からご覧ください。教育委員会のデータに基づいて私がまとめたものです。若干違いがあるかもしれませんが、ほぼ合っていると思っています。

1が登山部数の推移です。現在令和4年は7校となっています。2は登山部員数の推移です。令和4年度は81名となっています。事故当時は平成29年ですから200名程度おりました。3は廃部もしくは休部になった登山部の部員数です。部員数が10名以下になると廃部・休部としているということになります。この宇都宮女子高の32名というのは、8年間で最も多い部員数を示しています。次の4は、現在活動している登山部の直近8年間の最大部員数と令和4年の部員数です。たとえば栃木高等学校を見ると、最も多いときで33名いましたが、令和4年は1名となっております。5番目は、ガイドラインでは、顧問が引率するには経験年数が5年以上となっておりますが、この要件を満たす顧問が現在どれくらい配置されているかといいますと、半分以上、6割が生徒を引率できる要件を満たしていないということになります。これは令和4年のものなので、現在は違うかもしれませんが、そのようになっています。

資料2は、那須雪崩事故の検証委員会が最終報告書を出しました。この中に具体的な課題というのが、事故前からの流れで示されており、それが現在の登山部の中でどれくらい解消されているか、実際に登山部の活動を見ている訳ではないので、私見ですが、それをまとめたのが7ページ、(1)の企画・立案から参加者決定までの問題点等になりますが、1-2の安全情報の収集ですが、これが今どうなっているかという、私の知る範囲では、ガイドラインに必要性が記載されていますし、顧問は実施前に安全情報の収集を行うはずであるというのと、申請書にも記載されるので、校長先生または計画審査会の皆様方、県教委の皆様方が確認と指導が可能という形になっています。その次が私の意見ですが、しかし、どの程度収集したかは顧問次第です。事前の計画段階では確認できますけれども、実施前に確認ができるかといえばそのようにはなっていないかなと思います。それで改善の度合いについては、義務付けられているが顧問次第であると、このようになっています。すべてについては書いておりませんが、このように記載しているのが資料の2です。

資料の3が、6校に22名の顧問が配置されておりますけれども、その顧問が、登山部専任なのか、兼任なのかを調べていただいたものです。たとえば、宇都宮高等学校の1番目の先生は正顧問です。登山歴10年ですね。専任しているのは登山部です。しかし、この先生は、どういう状況か分かりませんが、ソフトテニスとか書道の顧問も兼務をしていると。宇都宮高校の副顧問は、満3年の顧問歴のある先生ですが、専任しているのは英語部で、ラグビーやテニスも兼務している。こういう状態で見ただけだと、正顧問は登山だけというところもありますけれども、正顧問でありながら他の部の顧問を兼務している。もしくは、副顧問から第4顧問まではほとんど他の部の顧問をしている。日常は登山部ではないところの指導をしていて、山に行くときにはお手伝い的に行かれるというのが現状であると、私は思っています。

こういうことに基づいて、1ページにお戻りください。提案という形にしましたが、提案という表現がいいか分かりませんが、提案1のところから拾って読みながらいきたいと思えます。資料1から分かるように、那須雪崩事故後、登山部数や部員数は減少し続けています。令和4年度に活動している登山部は6校で、部員数は81名です。このまま進むと仮定すると、7年から10年後には登山部はなくなります。なくならないまでも、数年後には登山部設置校は3校から4校になると予想されます。登山部数の減少は、従来の登山活動に対するニーズが低いことだと考えています。部員数をよく見ると2つの学校に部員数が48名、81名中48名が集まっています。全体を見るとかなり部員数が偏在しています。こう考えますと、登山部は、県内の高校生全体のニーズがあって全体的に配置されて

いる部ではなくなりました。特定の学校だけに配置された部であると考えています。更に部員数が10名以下になると休部や廃部になっていますので、令和4年度に部員数が10名以下の学校が3つあるんです。こう考えると、先ほど言った数年後には3校か4校になるということが考えられます。ここで提案1ですけれども、今後の登山部のあり方を検討する上では、下の3点ですね、これを踏まえて検討すべきではないかなと思います。1点目、登山部は将来消滅するか、数年後には3、4校になる可能性が高いこと。2つ目、県内のどの学校にもニーズがあるわけではなく、特定の学校に設置された部であること。3つ目、従来の登山部活動に対するニーズは低いということ。

次に提案2のところですが、入部の理由について調査結果が登山専門部50年史の56ページに載っておりましたので、そこを紹介しますが、そのときは平成20年度からボルダリングが導入されるという時代であります。さらに、平成18年の新人大会で実施したアンケートが以下のようになっています。たとえば、質問1では、登山部に入った動機は何ですかと、この回答結果を見ると、21%は中学校とは違うスポーツをやってみたいから、18%が山や自然でのアウトドアスポーツが好きだから、18%が友達に誘われたから、13%がマイペースにできるスポーツだから、7%が親や担任の薦めが強かったから、7%がクライミングをしてみたいからとなっています。Q2は飛ばして、Q3の登山部に入った感想はどうですかという質問については、37%がつらいときもあるけど結構楽しく活動している、13%が自然を満喫してとても楽しく活動している、8%が予想と違ってつらいことばかりだとなっています。質問4です。あなたにとって山の魅力は何ですか、回答割合を見ますと、26%が自然がいっぱい、11%が景色が素晴らしい、7%が達成感、54%がその他、半分以上はその他の理由ですね、ここには表れていない。この結果を見ると、入部理由はさまざま、登山活動そのものの魅力が一番多いわけではないということが分かったと私は思っています。友達に誘われたが18%、親や担任の薦めが強かったが7%、クライミング、このクライミングが登山と同じと言えるかは分かりませんが、これが7%。合わせると30%以上になります。山の魅力についても、半分以上がその他となっているんですね。ですから、私の感じとしては、自然や登る楽しさに魅力を感じている生徒がいる反面、それとは違う理由で入部してきた生徒もかなりいるというのが現状ではないかと考えました。

さらに、登山専門部が2022年にまとめた「登山専門部の組織としての反省と今後の在り方」の9ページで、以下のように登山専門部は現状を分析しています。読みます。

かつては、登山専門部加盟校の登山部・山岳部の多くが、夏山合宿等において、県内はもとより、県外の3千メートル級の山々での縦走など難易度の高い行動を含む活動を行ってきました。最近では、各校の部活動に加入する動機として、標高の高い山域への登山を目指すことのほかに、キャンプと自然観察を目的としたハイキングなどを組み合わせた活動に魅力を感じている生徒も多くなっています。また、他の運動部活動に比べ平日の活動時間が短いことから、主として進学校においては、学業との両立を図る観点から入部を希望する生徒が目立つようになっています。

これら2つの資料からですね、登山部が従来実施してきたような登山だけでなく、キャンプ、自然観察のハイキングなどの、仲間とともに活動することや、クライミングなどに魅力を感じている生徒が登山部に入っていることが分かります。また、進学校については学業との両立ということを考えている生徒もいることが分かります。

以上のことから、提案の2としては、登山部の入部の動機はさまざま、教員が今すぐ減少している中で、多様なニーズに対応することは今後ますます困難になると考えます。設備や指導できる教員がいないクライミング希望者が登山部に入部しても指導できる人がいないという話も聞きました。学校が責任を持って提供できる登山部活動は、安全確保や顧問の質と量の観点から一定の範囲になら

ざるを得ないのではないですか。私としては、登山部活動は、ガイドラインに示した登山活動を行う部になるだろうと思っています。

次に提案3の理由の方から説明します。現行の登山計画作成のためのガイドラインでは、引率者は下のように書いています。登山指導経験が満5年以上。スポーツ協会公認の指導者資格を有する。もしくは、県が指定した研修等に参加した者を置くことが必須であると書いています。ただ、その下に、該当する者がいない場合、要件を満たす引率者が引率する他校の登山と合同により実施するか、登山アドバイザーを帯同させることで、要件を満たす者を引率者として置いたものとみなす。これはですね、登山アドバイザーを帯同するか合同登山を実施すれば、私から言わせれば素人の顧問であっても、生徒を連れて登山ができますよと読み取れました。これは抜け穴的と言えらると思います。やろうと思えば、登山の基本を知らない顧問でも、山に連れて行くということは可能になります。那須雪崩事故を教訓とするならば、登山部の顧問は、これまで議論してきたとおり、山や自然を熟知して、緊急事態に対応できる一定の力量とか指導力が必要です。登山部活動の危険性を考え、顧問は指導資格を条件にすべきであろうと思います。武道などの部活動はそうした条件が必要だと聞いている。登山部顧問についても指導資格を条件にし、指導の有資格者がいないなど条件に満たない場合は設置は認めないと、こういう位にした方がよいと思っています。

それで提案3です。登山部の活動は、ガイドラインを守って実施されなければならない。現ガイドラインでは、指導経験のない顧問でも、他校との合同登山や登山アドバイザー帯同であれば、山行は可能になる。こうした抜け道的活動は、安全性など課題がある。指導資格や指導経験不足の教員を顧問にするのは、教員の負担と責任を重くするだけではないでしょうか。学校や県教委は、これまでより厳格な登山部設置条件を規定すべきである。部員数や顧問の指導員資格などは重要な設置条件であると思います。条件が満たされない場合は設置を控えるべきであろうかと思っています。設置条件を規定することは、部活の安全性や顧問の負担軽減につながると私は思っています。私見を述べれば、部員数は、常に活動する部員が5から10名以上が必要だろうと思います。顧問は引率経験が5年以上の顧問が2名以上、公認の指導資格者が1名以上、これを設置条件にしていけないかと思っています。

次に提案4について理由のところから説明します。資料3を見ますと、6校の正顧問の登山歴は、満10年、満8年、満6年、満3年が1名、満2年が2名。そうすると、正顧問の半数は5年未満であり、自分では引率できない顧問ということです。真岡高校、大田原高校の令和4年を見ると、全ての顧問6人が満3年未満で、引率可能な顧問はいません。登山歴を見ると、大田原高の正顧問を除く5名は、登山歴がほとんどないか、全くない素人的な顧問になります。新任顧問が引率可能になるには、5年以上の経験が必要になっているんですね。そのころ自校の登山部は廃部になっているかもしれないし、自分が異動しているかもしれない。そこに登山部がないという可能性も高いです。また、顧問22名の研修受講歴を見ると、少ない顧問は0回、一番多い顧問は13回で、顧問歴18年とか9年でも受講歴0の顧問の方もいらっしゃいます。受講するかどうかは本人の希望と関係していると思いますので、研修等を受講すると指導可能な登山部顧問となってしまいますので、登山部のある異動先になる可能性があると考えているんじゃないかなと思っています。それから、現行の顧問制度では、先ほどの大田原とか真岡もそうですけれども、若い、経験の少ない教員を対象に顧問養成を行うことになります。これは、本人の希望よりも、配置の必要性が優先されてしまうのではないかなというふうに思っています。6校の登山部を維持するために、未経験の教員に研修を積ませて顧問にする現在のやり方は、安全確保、教員負担の点から見て、課題が多い。抜本的な見直しが必要と考えています。

以上のことから提案4です。6登山部、顧問22名の現状を見ると、約6割が引率可能な経験に達し

ていない。新任顧問に研修や経験を積ませ、指導可能な顧問に育成していくやり方は、教員の負担や安全面などから問題があって抜本的な見直しが必要であると思います。

次に提案5の理由を説明させていただきます。資料2を見るとですね、登山ガイドラインには、ガイドラインに沿った登山計画、申請書の提出、登山審査会の審査など、安全確保の措置が規定され、課題の改善が示されていると思います。しかし、ガイドラインに沿った計画立案、審査会の審査は、あくまで計画段階ですので、山行直前に申請書どおりに実施したかはよく分かりません。どの程度実施するかは顧問次第だというふうに思っています。校長や審査会の方は顧問を信頼しているので、顧問はやるべきことをやる前提で審査や承認をしています。しかし、那須雪崩事故においては、学校長も登山専門部長も高体連会長も保護者も、通達や積雪期登山の原則が守られ運営されると信じていましたけれども、実際は違ったわけです。守られるべきことがきちんと適切に行われなかったわけです。ですから、ガイドラインやマニュアルなど多くの決まりが作られ、計画段階の制約は整備されましたが、しかし運用するのは顧問です。愚直に守るか、恣意的に運用するか、故意的に解釈するかは、顧問の人間性にかかっているんじゃないかと私は思います。山に行く前、ガイドライン等の規則や制約を実施したのかを最終確認し、可視化し、制度化することが必要だと思っていますので、山行前の最終確認表提出を義務化すべきではないかと思っています。

そこで提案5として、山に行く前、ガイドライン等の規則や制約を実施したのか最終確認し、可視化、制度化することが必要だと考える。山行前の最終確認表提出、チェック表のようなものですね、これを義務付けるべきではないかというのが提案です。

提案6の提案理由を説明します。現在の登山部の顧問体制は、専任顧問が1人いて、山行時には日常指導しない補助的顧問と登山アドバイザーが協力する体制だと思います。緊急事態に的確に判断するには、普段は登山部を見ていないけれども山に行くときだけ一緒に行くという補助的な顧問の方と専任顧問との協働体制、チームワークが重要になるんだろうと思います。しかしこれは、訓練しなければ難しい。ただ単にその日行って、お手伝いするというのは非常に難しいんだろうと。資料3は顧問の兼任状況で、先ほど説明しました。補助的という言い方はおかしいけれども、副顧問から第5顧問までは、別の部の顧問を兼務している者が多い。当然、学校や教員の事情もあると思います。しかし、平日は登山部以外の部を指導し、休日の山行時には登山部を手伝うことになりましたら、こうした立場で生徒を引率するのは補助的な顧問の方ではかなり厳しいのではないかと思うんですよ。こうした配置計画は、指導教員数と部の数と関係があると思いますが、1人の教員が複数の部活の顧問を担当する、現在の制度がそうなっているんだろうと。こうした制度では、補助的顧問に複数の部活動の専門性を要求することになります。すなわち、登山部のこともできないといけないし、テニス部も分からないといけない。そのような専門的な知見を持つことができるのかということが非常に疑問ですし、先生方の負担になるということがあります。先生方の負担になればどうなるかという、やっぱり多忙になればなるほどやるべきことを省略します。人間だれでも、その方が楽というか、だんだんそれしかなくなってきました。登山部の活動は、これまで議論してきたとおり自然環境下ですので、危機管理には多くの専門的知見と総合的な判断が求められ、県ではそのために研修会などに派遣しているわけですが、しかし現状の顧問の兼任状態を考えると、指導者集団が緊急事態に適切に対応するのはかなり難しいだろうと思います。緊急時には、留守部隊というのが設置されるわけですが、この留守部隊がどのように機能するのかというのが私としては疑問です。疑問ですが、留守部隊を含めたリーダーを中心としたチーム力が緊急時に問われるわけですので、緊急事態でのチーム力を高めるためには、困難や緊急事態をシミュレーションしたミーティングのやり方を学び、山

に行く前に緊急事態対応ミーティングを実際にやる、たとえばこういうことが起きたら誰がどうするといった、書いてあるから大丈夫ですよではなくて、それを集まった人たちで話し合う。そういうことが重要だと思っています。ですので、緊急事態対応ミーティングを義務化して、対応力を高めるべきであるというのが理由です。

以上のことから、提案6としては、山行前に困難や緊急事態をシミュレーションしたミーティングのやり方を学び、留守部隊を含め、山行前に緊急事態対応ミーティングを実施することを義務化し、対応力を高めるべきではないかと考えます。

ちょっと長くなりましたが、提案6まで説明させていただきました。ありがとうございました。

【委員長】

毛塚委員、ありがとうございました。

非常に精緻な分析を踏まえて、問題点を整理して、対応を考えられたと思います。

毛塚委員、今回の提案というのは、資料2の県教委の取組と関連するというよりは、それをやっていく上でもっとこういうふうにしなくてはいけないのではないかと、そのように受け取ったのですが、そういった理解でよろしいですか。

【毛塚委員】

はい。具体的に各学校で安全性を確保するための提案だったんですが、今委員長がおっしゃったように、お願いを踏まえての内容になっています。

【委員長】

今の提案を踏まえて、意見を伺っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【日野委員】

はい。

今毛塚さんの資料で、この資料の方で、3ページになりましょうか。登山部活動の危険性を考え、顧問は指導資格を条件にすべきである、武道などはそうした条件が必要だと聞いていると、これは、武道の場合には自分がしっかりやってなければ教えられない種目なので、これは当たり前のことなんです。

ただ、登山の場合は、自分がやってなくても顧問になれる。一つは、アドバイザーが付きます。でも問題が一つあります。アドバイザーが付いて、山を知らない顧問と一緒にいきますと、顧問が生徒と同じ条件になってしまって、アドバイザーの大きな負担になることが考えられます。

そこで、ハイキングを含め、山行の好きな先生に、山行の安全を含めた、基本的な内容の研修を受けてもらうことで、ハイレベルの資格とは別に、栃木県独自の資格（顧問資格的な）が取れるようなシステムに変えていくことによって、顧問もできるでしょうし、それからアドバイザーの方も、ハイレベルの資格や、登山等の豊富な経験がない顧問でも、安全を含めた基本的な山行の基礎知識を持った顧問ならば、アドバイザーにも大きな負担とはならず、お互いが協力して危険を防止できていくんじゃないかなというので、この3ページの顧問は指導資格をとということを、何か考えられたらいいのかなというふうに感じておりました。

【委員長】

ありがとうございます。他にご質問やご意見はございますでしょうか。

【奥委員】

遺族の奥です。県教委さんから提案いただいた今後の姿というのは、感銘するところがありまして、前回までの流れや意見をかなり取り入れていただいて、今の姿というのをできるだけ示そうとされているなど。最初資料いただいたとき、かなり感動、感動って言い方おかしいですけども、ここまできたんだなということいろいろ思うところがありました。

ただ、令和5年度、6年度ということでトライアルのような形でやられていくということだったので、スケジュール感がもう少し早くならないのかなというのは思いました。今度の3月で事故から6年になりまして、ここに示されているのは事故から7年目、8年目のスケジュールになっていると思います。ここでトライアルのような形になると思いますので、本格始動は9年目、10年目になって、10年経ってようやく形になるのかと思うと、やはり進みが遅いかなと、これだけを見るとよくやっていただいているとは思いますが、事故からの経過年数で考えるともうちょっと足を速めていただきたいなと思っています。

あともう一点ですけども、毛塚さんから今意見をおっしゃっていただいたのは、すごくもったもなことだと思っています。ただ、今後の部活動の姿、部活動としてずっと継続していくのかという姿が見えない中ですので、部活動としてこうあるべきだというのはもったもな話だと思ったんですが、今後ここに示されたスケジュールで合同登山などをされていく中で、部活動としてどのようにやっていくか、顧問がどのような位置づけになるのか、負担の軽減だとかそういうことを含めてどのような形になるかというのはまだ具体的に見えていないので、なかなか議論しづらいのかなと思っています。なので、将来の姿がどのようなものなのか、それと提案されている合同登山や研修会というのは登山部の活動としてやられるのかどうか、そういったことが分かりづらいので、そういった点をご説明いただけたらと思っています。

【委員長】

それでは、事務局の方から、毛塚委員の提案、日野委員の提案、奥委員のご意見などを受けて、一度お話いただけますか。

【スポーツ振興課長】

はい。ありがとうございます。

毛塚委員からのご提案についてですが、まずは部員数の減少につきましては、資料でお示しいただいたとおりの状況となっております。そういった中で、私どもとしては、部活動が存続している間は、安全に子供たちが登山をできるよう研修等を通じて、安全のための取組をしていくと考えています。

顧問の資格でありますとか、経験の部分につきましても、できれば資格を取っていくような働きかけをしていけば望ましいことと思いますし、登山アドバイザーの活用によって、顧問の方の力になればということで、特に来年度からは、このアドバイザーを各学校に配置しまして、普段の練習のときからアドバイスをいただきながら、顧問の方にも研修をしていただくと、そういったシステムとしていきたいと思っていますので、それにより安全性を高めていきたいというふうに考えているとい

うところでございます。

それと奥委員からのお話で、合同登山でありますとか、生徒と顧問による登山でありますとか、そういった部分につきましては、やはりその登山部の活動を中心に、想定したものでございます。研修会につきましては、研修を受けたいというような県内の関係者の方も受け入れようと考えておりますが、専門家指導の合同登山などは、県内の登山部の生徒や顧問を対象とするものでございます。以上です。

【委員長】

はい。ありがとうございます。高体連が統計を取っている運動部が36あるのですが、全国で男女共通で登山は16番目の競技で、部員数が1万人を超える数になっています。学校の運営をしていく中で、登山だけでなく運動部も含め、部活動指導員や外部委託が全国的な問題になっているところであります。それを踏まえてこういう提案をしていると受け取りました。

あと、進捗状況については、いろいろ制約の中で、現在はこれが一つの目標になっていると思っております。やれるんだったら前倒しでやると、そういうことになるかと思えますけれども、そのような理解でよろしいですか。

【スポーツ振興課長】

はい。

すいません、先ほどお伝えしたお答えした文言を間違っておりまして、失礼しました。各学校に部活動指導員を配置するということでして、登山アドバイザーと言ってしまうましたが、部活動指導員ということで訂正させていただきます。

それと、今委員長からございましたように、スピード感につきましては今のままでは遅いと思われる方も多いと思いますが、なるべく早く進めようという気持ちであります。さらに、来年の意向調査を行いまして、その意向調査によって、本当に子供たちが何を望んでいるのかという部分も把握をした上で、その取組につきましては、スピード感も変わってくるかなと考えているところでございます。以上です。

【委員長】

引き続きご意見、ご質問いただきたいと思いますと思いますが、はい、では毛塚委員どうぞ。

【毛塚委員】

毛塚です。

まず1つ目、細かいところなんですけれども、今後のあり方の令和5年度に向けた取組案①について質問なんですけれども、部活動指導員の活用のところなんです。対象校は令和5年度に5つの学校が書いてありますけれども、これは5つの学校に各1名ずつ配置する、全体で6校の登山部があるわけですね。つまり栃木高等学校は配置しないんですね。

【スポーツ振興課長】

栃木高校は現在部員が1名で、その生徒が卒業してしまえば部員数がいなくなってしまうということで、今のところはこの5校を想定しております。

【毛塚委員】

栃木高校の登山部が休部か廃部かそういう形になってしまうという、そういうことでしょうか。その可能性があるかと。

【スポーツ振興課長】

はい。そのとおりでございます。

【毛塚委員】

ということは栃木高等学校が存続した場合入れる。なぜこういうことを言っているかと言うと、6校あるのに5校しか書かないというのが、理由が分からなかった。なくなることが分かっているということで解釈したんですけれども、細かいところすいません。

【スポーツ振興課長】

はい。栃木高校は、来年度部活動がなくなるということで承っております。

【毛塚委員】

同じところなんです、細かいところばかりで申し訳ないんですけども、令和4年度の部員数とここに書いてある顧問の状況を見ると、たとえば宇都宮高校の令和4年度を見ると、部員が9人で、顧問歴が10年の人、3年の人、9年の人、18年の人がいる。補助的な顧問だとしても、相当登山の経験のある顧問が配置されている。大田原高校は、正顧問が3年、副顧問と第三顧問が新人、顧問数は3人ですよ。15人の部員がいて。部員数と顧問のバランスを考えて、同じ数の指導員を配置するという考え方は、どうかかと。私からすると大田原高等学校や真岡高等学校は非常に苦しいわけですよ。顧問の活動歴とか部員数から見ると。それに対して、宇都宮高等学校とかはやりやすいんじゃないかという感覚なんです。でも同じように1名ずつ配置する。要するに学校の状況が違っても1名ずつ配置するという考え方なんです。

【スポーツ振興課長】

はい。そうでございます。

【毛塚委員】

それは学校から問題は出ていないんですか。
私ばかり聞いて申し訳ないですけども。

【スポーツ振興課長】

はい。まだ正式に学校に伝えている状況ではありませんので、まだ予算が確定していないということもありますので、予算が確定し次第正式にお話をしていくことにしています。

【毛塚委員】

私が大田原高等学校の教員顧問だったら、おかしいんじゃないかと。

顧問の経験年数が少ないところとか、ベテランが配置されて生徒数が少ないところとかも一緒に扱うという考え方には、ちょっと疑問だなというふうに思ったところです。

続いて質問よろしいでしょうか。5番目の令和5年度に向けた取組案②ですけれども、県主催での登山活動、生徒と顧問による安全登山研修会、これ現在も生徒と顧問による研修会やってますよね。あれと何が違うんですか。

【スポーツ振興課長】

はい。これまでは、内容としては実技を交えたものでしたが、これからは実際に登山活動を行いながら、研修を行うということになります。これまでは座学中心でしたが、実際に今度は山に入って研修を行うというものです。

【毛塚委員】

先ほど言ったように、登山部の生徒の数が減ってきている中で、同じような生徒・顧問も対象とした研修は、中身が違おうとしても、やるということは、登山部の教員にとっては負担にしかならない。私が言いたいのは、やるならどちらかの方向に、今やっている座学のものをこちらに移行していくんですよと、一本化しますよって言った話は分かるんですけど、2つ同時にやるっていうのは、登山部の現状とか部員数とか顧問の負担から考えて、現実的ではないと思います。

【委員長】

今の質問について、事務局からは座学も実学も両方やろうという提案だと思うのですが、実学はやるべきではないと、こういう提案でしょうか。

【毛塚委員】

違います。研修会を分けてやらないで、1本化して絞ったほうが、顧問の人たちも参加しやすいし、生徒も参加しやすいだろうということです。座学も実技も一緒にやったらどうですかということです。座学と登山を両方やらなくてはいけないのかということでもあるんですけども。

もう一度説明します。今2本立ての研修やってますよね。もう生徒と顧問による研修やってますよ。座学の。

それが違ってますか。

【スポーツ振興課長】

はい。

委員がおっしゃるように、今座学の生徒と顧問による研修をやっていますが、それを今度は山に入っていく、いわゆる座学だけではなく作業やその座学だけではなくて、山に入っていく実技を加えた研修、これに変えるっていうことであります。

【委員長】

では、目指すところは同じということよろしいですか。

【スポーツ振興課長】

はい。同じです。

【毛塚委員】

分かりました。もう一つお願いします。

6のところですね、中長期的な取組。①として専門家指導による合同登山、②で高校生年代の山岳会の設立。これ、①と②は当然別々な事業ということですか。

【スポーツ振興課長】

はい。そうです。

【毛塚委員】

①について、これは、山岳会の方も講師として入ってくるわけですか。

【スポーツ振興課長】

はい。山岳会の方に講師をお願いしよう思っております。

【毛塚委員】

そうすると、②のところの、山岳会設立の指導者というのは、山岳会の人が手を挙げてくれるということですか。

【スポーツ振興課長】

はい。そう考えています。

【毛塚委員】

そうすると、中長期的な①の取組をやるということは、それは山岳会を作っていくという土台になるということ、そう考えていいですか。そうではなく別々の事業として考えているということですか。

【スポーツ振興課長】

形としてどういう形が望ましいかなということでの例示の二つでございまして、合同での登山がやり方として望ましいのか、それとも高校生年代の山岳会を設立してそちらで活動させるのが望ましいのかというような例示でありまして、はい。

【毛塚委員】

例示だということは分かりました。私は連携できるんじゃないかと思えます。

山岳会の方が講師になって専門家指導による合同登山を行うということは、後々には山岳会の設立につながるのではないかと。これは、重なる部分がありますよと、そういう事業として捉えたんですね。そういう解釈でいいのかなと思ってますし、その方がいいんじゃないかと。先生方の負担とか生徒の人数が減っているという現状を踏まえると、そういうやり方の方がいいんじゃないのかなと思ったところです。

すいません、長くなって。以上です。

【スポーツ振興課】

はい。今の最後の部分ですが、6の案①の場合は、いわゆる部活動の中で教育委員会主催という形になります。案②は学校とは離れた活動になるので、生徒が独自で山岳会に入ると、そういうその違いがあります。以上です。

【委員長】

さて、議論も進んできましたが、ここで確認をしておきたいのが、資料2の6ページの令和5年度に向けた取組の案①、その次のページの案②、次のページの中長期的な取組の案①、次のページの案②、更に最後のページのスケジュール。ここについて確認ができればと思っていますが、この方向で、更に今日出た意見も踏まえて、具体化をしていくということによろしいでしょうか。

【毛塚委員】

ちょっとよろしいでしょうか。

案の段階で細かい質問をするのは申し訳ないんけれども、6の中長期的な取組の案①ですね、専門家指導による合同登山。参加対象者に、県内登山部生徒及び顧問とある。顧問は、受講者ですか。

この場合の顧問というのは、受講者側として顧問を捉えているのか、生徒を引率する引率者として捉えているのか。それは参加対象者ではないと思うんですけども。校長から部活動の出張命令を受けて、生徒の安全確保という役割を持つ顧問という位置付けなのか。春山安全講習会でもそれが問題だとなっているんですね。参加者に位置付けているのかな、どうなのかなとというのが分からなかったので、お聞きしたという次第です。

【スポーツ振興課長】

はい。今委員がおっしゃるように、引率として参加する参加者ということ。生徒は引率されて参加する。部活動ですので、それぞれ引率が必要になってくるので。指導的な立場が県の山岳連盟ということになります。

【毛塚委員】

自分の学校の生徒の管理をするわけですよね。そうするとこれは参加対象者ではないのではないですか。

【スポーツ振興課長】

登山活動に参加するという意味で参加と書いたんですが、その記載については分かりやすいようにしていきたいと思います。山岳の大会などは、生徒と顧問という枠付けでチーム登録しますので、それだからここにこう書いたかということそれはまた別なんですけれども、書き方は整理したいと思います。

【委員長】

それではこの点はよろしいでしょうか。

それではその次の議題に入っていきたいと思います。

次は報告事項になりますが、次第の(3)各種事業の実施状況について、事務局からお願いします。

【学校安全課長】

はい。委員長。

学校安全課からご説明申し上げます。

資料としては3-1、3-2、続けて4についてもご説明できればと思います。

【委員長】

一括の説明で結構です。

【学校安全課長】

資料3-1、学校安全のための取組に基づく各種事業等の実施状況でございます。

令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の行動制限が緩和された影響で、令和2年度、3年度と比較しまして、登山数は増加してございます。

また、休止や規模を縮小して開催していた研修会や講習会についても、徐々に再開されて参りました。

その下の2番の表でございますけれども、No.14の登山計画審査会につきましては、今年度は、5校43件の審査を実施してございます。

2番目、No.18の登山部新任顧問等研修会でございますけれども、記載のとおり実施いたしまして、11名の参加があったところでございます。

これらは抜粋したものですけれども、今現在は34項目として学校安全のための取組をまとめておりますが、これらの取組については資料3-2に表としてまとめておりますので、ご覧いただければと思います。

続いて資料4-1、各種事業等の再編についてということでご説明させていただきます。

再編にあたりましての基本的な考え方については、前回の第3回の検討委員会でお示ししたとおり、検証委員会の提言は引き継ぐことといたしまして、今回は、事故発生の要因別に対応する取組を整理したところでございます。

再編の手法ですけれども、事故が発生した際の発生要因を分析するための、m-SHELLモデルというものがございます。こちらは文部科学省が重大事故の発生要因分析に使用しているものになります。mというのは組織体制に関すること。Sというのは研修やマニュアルに関すること。このように各要素ごとの事故の発生要因に、県として行っている各種事業がどのように対応していくかということで、このモデルを応用して、整理をしたところでございます。

資料の4-2をご覧いただきたいんですけども、まず、組織体制に関する事業として、対応するものはどのようなもの、事故の発生要因としてどのようなことが考えられるかということをそれぞれ整理してございます。

事故の発生要因につきましては、先ほどお話しした文部科学省が、学校事故対応に関する指針に基づく詳細調査報告書に掲載してございます。那須雪崩事故の事故要因を基に記載してございます。

まず1番目の組織体制に関する事業については、事故の発生要因といたしまして、高体連登山専門部の計画全体のマネジメント及び管理意識の欠如というようになっておりまして、これらをカバーするような事業といたしましては、県高体連における危機管理マニュアルの適切な運用支援など、これ

らの事業を踏まえまして、これらの発生要因に対応していきたいということでございます。この事業に基づく効果が、右の欄にございますけれども、マニュアルの運用や大会運営の運営を確認して、危機管理委員会など指導・助言することで高体連等のリスクマネジメントが強化されるのではないかと考えてございます。

次に2番でございますけれども、研修やマニュアルに関する事業といたしまして、まず対応する事業でございますが、各種研修、安全教育指導者研修や、安全危機管理研修を実施してございます。こちら研修やマニュアルに関する事業につきましては、事故の発生要因として、文部科学省からは、これまでの登山講習では事象事例やヒヤリハット事例が集積・共有されていないことが課題となっていたと指摘されていたところでございます。真ん中の各種事業を実施した結果におきまして、右側になりますけれども、安全・危機管理に関する知識を習得し、事故発生時に適切な対応が行われる、といったことを考えております。

おめぐりいただいて、2ページ、3番目、施設や機器に関する事業でございますけれども、こちらは事故の発生要因といたしましては、緊急時に備えた通信機器管理の不備のため救助要請が大幅に遅延したと指摘されています。対応事業といたしましては、No.15登山届受理システムコンパスの活用でありますとか、衛星携帯電話のレンタル事業などを実施しているところでございます。考えられる効果ですけれども、このシステムの活用により登山情報の共有が図られる、携帯電話については緊急時の連絡手段が確保されるということが考えられます。

続いて4番目、物理的環境に関する事業でございますが、事故発生要因は、雪崩発生前の降雪の影響で雪の層が形成され、その後新雪の加重が加わったということが指摘されてございますが、これにつきましても各種講習会などで、気象情報の確認ですとか、予測知識を習得するとか、そのような事業を実施してございます。

3ページですけれども、5番目、教員などの指導者に関する事業といたしまして、対応事業は研修会において、教員の指導者としての知識や技術を高めていただくということを考えてございますが、発生要因として指摘されたのは、講師や引率教員の雪崩の危険性に対する意識や対処能力が不足していたのではないかとということです。これは、研修を通じまして、知識の習得を行うと、そう考えております。

最後6番目、被害者及びそのご家族、あるいは被害者以外の生徒に関する事業でございますけれども、県教委としましてはスクールカウンセラーの配置などの事業を通じまして、相談体制の整備などを行ってきたと考えております。

これまで、34事業として事業を並べておりましたが、それぞれの事故の発生要因に対応する事業を実施していくということで、今後この考え方をうまいまして、随時見直しを重ねて、より安全な登山の実施につなげていきたいと考えております。

この考え方に基きまして再編し直したのが資料4-3となりますが、並びについては今までと同様なんですけれども、発生要因別の対策ということで、右側の方に二重丸ですとか、あるいは関連する事業には丸を記載しております。説明は以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

これまで分かりにくかったところを、いろいろな視点から分かりやすく整理したということで拝見しました。

それでは委員の方からご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【戸田委員】

説明ありがとうございました。

検証の結果を基に丁寧に積み上げていただいたというふうに思ってますし、前回までの検討で積み残しがあつたものも付け加えていただいた。かなりいいレベルまで来ているのかなというふうに思っているところです。初心を忘れずにこれを継続・発展させていくのが大事なのかなと思っているところです。

先ほどまでのお話もそうですが、別の見方をすると、ほとんどの取組が指導者とか大人、教育委員会の見方で、登山は危険、将来登山部への入部希望者は少なくなるかほとんどいなくなるという立場から考えられていますが、現在及び将来の子供たち自身の声なども反映されるような形で今後、充実した、しかも子供たちの夢があるような、そういう事業になればありがたいなというふうに思っております。那須雪崩事故で亡くなった子供さん方も夢を持って登山活動に取り組んでいらっしやっただけではないかなというふうに思ってます、この事故発生は本当に残念なんです。そういうことも含めながら、将来登山に取り組みたい、活動したいという子供も、数の増減は社会の動向等で変わってくると思います。そういうこともあるんですが、そういう希望のある子供さんには、安全を確保しながら、楽しく夢がある、栃木の自然を体験できる、そしていろんな人材を育成していけるというような、そういう基本方針を考えながら、今後の事業を改めて進めていただければと思います。

おそらく教員の方々などからは、負担が増すのではないかと、そのような声も出てくるのではないかと思います。安全はすべての教育活動の前提条件であり、基盤であることを肝に銘じ、やはり第一は、将来有為の人材である生徒と教員が残念ながら命をなくしてしまった事故があつたという、厳然たる事実があつたという原点を忘れないで、進んでいただければなというふうに思います。

結論として、取組の再編として今回報告いただいた内容は、良く練られた計画であり、賛成・承認します。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございますか。

【日野】

はい。4-2を見ていただきたいんですが、マニュアルに関する事業についてですが、ヒヤリハットが共有されてなかったということなんですが、資料の6をご覧くださいよろしいでしょうか。各学校の登山の状況でして、コメントが載っているんですが、私もこれは拝見して、栃木高校は生徒1に対して顧問が2のアドバイザーも2と、なぜこんな状況なのかなと思っておりましたが、今事務局の方から部活がなくなるということで、分かったところです。

この資料は、各学校にも行ってるんでしょうか。各学校で共有されておりますか。

【学校安全課長】

はい。私どもの方から各学校へ共有するようにとということでお出ししています。

【日野委員】

送られているということですね。

これはもう一つのやり方なんですけど、今事務局が綺麗にまとめていただいているのは、各学校からパソコンで送られてくるということでしょうか。

それをまとめたものを、各学校に送ったり、各学校に送って、部員たちが、これをまとめていく。そういうような形にした方が、自分達で意識できると、これをまとめていただいてぱっと来ても、こうやったよ、見とけよ、という形で終わってしまうと、やはりヒヤリハットが消えてしまうんです。それと、これは、例えばマムシが出たとか、ヒルが出たと書いてありました。同じ山に行くことはあまりないようですけども、これを共有して、もっと生かすためには、予定は変更してもいいですが、大田原高校は年間でどの山に登る予定というのを先に出してもらうんですね。各学校から。ガイドラインについては別ですが、計画はどの学校が何月にどの山に登りますだけでいいと思うんです。

そうすると、こういう資料が来ますと、ヒルが多かったとか、それから、この宇都宮白楊高校ですか、このイノシシの糞があったとか、熊が出そうだったとか、そのように細かく書く方が自分たちで把握できやすいと思うんです。

そういった点で申し上げますと、各学校が、途中変更は構いませんから、年度はじめに、何月にどの山に行くという一覧を出してもらう。そしてそれは各学校も共有する。それによって行った後の、この項目を各学校に流してあげて、生徒たちがこの場合はこういう危険があった、ここはこうだったんだっていう意見の交換、そういうのをやってくれたらいいかなと思います。

それから、別のことで申し訳ないですが、これ資料見させていただきましたが、どこかの学校の先生、女性の先生ですね、これは宇都宮白楊ですかね。別のパーティーにあおられたわけじゃないんですが、後ろから別のパーティーが来たことによって、初めて参加した女性の先生がばててしまった。その女性の先生の登山経歴は載っておりませんが、そういう点では、私は顧問になりたいなと思っても、日本山岳連盟でどの資格がどうとなりますので、できましたら、栃木県だけの、登山資格というんでしょうか、顧問資格を作っていただいて、山のことを知っていただいて、そして顧問に就任できる。そして山に行く場合にはアドバイザーが付いてきますから、一緒にできるというふうになると、先ほど言ったように生徒と同程度ではなくて、山のことを少し勉強して、県が顧問として認定する。そうすれば今回の先生のようにあおられてペースを崩して体調を崩すということはなくなるのかなと、今回資料をいただいて、そのような資格があればよいかなど。それから予定を最初に出させる。そして行った度に、少し大変ですが、行った高校から出てきた資料はすべての山岳部のある学校に流してあげる。そしてそれをチェックするのは生徒と顧問、そのようにやれば、より状況の共有ができるのかなという話をちょっと考えました。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。今のお話、非常に前向きなご意見で私もそのとおりに思ったんですが、これはなかなかいい資料ですが、作るのは指導者で、読むのが生徒というのではなくて、生徒と一緒に作って、指導者も生徒とともに学ぶということで、活用を検討いただければと思います。もう一つは、この中から指導者も学んでいただいて、資格にするかどうかというのはハードルが高いかもしれませんが、ひとつのアイデアとしてご検討いただければと思います。

他にございますか。

【戸田委員】

はい。関連してですが、登山部の活動というのは、一般には、山登り中心というふうに思われるんですけど、登山部の日常活動というのをどうするかが課題であると思います。

したがって、その日常活動で、このようなヒヤリハットや他の事例などからリスクを探してみたり、気象や地形図の読み方、登山での様々なリスクについて学んだりする中でリスクマネジメントについて学ぶことが大切だと思いますので、日野先生のご意見に賛成です。

【委員長】

今の意見を踏まえて、前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。

他にはご意見ございますか。よろしいでしょうか。

ここでの確認は、東京電力のm-SHELLモデルを使って資料4-2のとおり再編していくという方向でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

次は次第(5)の登山計画作成のためのガイドラインの改訂について、報告になりますので、事務局からお願いします。

【学校安全課長】

はい。

では、資料5-1をご覧ください。登山計画作成のためのガイドラインの改訂についてでございます。

前回、第3回のあり方検討委員会で検討いただきました、登山アドバイザーの資格要件、山のグレーディングに応じた登山活動の範囲、その他の安全対策につきまして、ガイドラインに明記すべく改訂を行いたいと考えてございます。改訂のスケジュールについては、記載のとおりです。

資料がいくつかありますが、改訂の内容について、資料5-3をご覧くださいんですけども、先ほど申し上げました、アドバイザーの資格要件、山のグレーディングに応じた活動範囲のほか、これまでも指摘があったところがございますけれども、熱中症対策として、登山口における暑さ指数が基準値以上となった場合には計画を中止することや、冬季においては15時には登山口に到着する計画とすること、また、那須連山をはじめとするいわゆる活火山に登るときはヘルメットを持参することなどを明記するとともに、委員から指摘があったところなんですけれども、キレット・高稜線・雪渓等の参考写真を掲載することとしておりまして、これについては、なかなか許容できる雪渓などの具体的な基準や写真などが見つからず、選んだ写真は添付したとおりですが、画一的な基準や具体的なものを示すことが困難であったためこれらの写真を掲載することといたしました。具体的に示すため、今後さらに検討していきたいと考えてございます。

改訂にあたりましての具体的な文言につきましては、資料5-4に記載したとおりでございます。以上のとおり改訂したいと考えております。説明は以上です。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

この資料5-1を見ると、本日の委員会でガイドラインの改訂案を示した上で、2月17日まで更に意見を反映させる時間がありますので、それまでに意見があれば出してもらおうということ、そういったことでよろしいですか。

それでは、ガイドラインの報告について、ご意見やご質問ございましたら伺いたいと思います。

【日野委員】

はい。熱中症に関して、私の経験でひとつお話させていただきます。

私の学校で、レクリエーションの事業で、標高1,000メートル位の山に登りました。出発点が800メートルあるかないかで、八ヶ岳なんですけど、飯盛山という山に登ったんです。熱中症の対応は事前にきちっとやっていたんですけど、それで、登ったときにですね、1人生徒が倒れたって無線が入りました。水は全部飲んでいて、結果的には彼女は過呼吸でした。過呼吸です。

私はしんがりを行ってましたので、走って登ってましたね、約20分ぐらい、確かに痙攣を起こしてですね、顔が真っ青なんです。水は持ってきたものは、3本、1本は凍らせて2本は冷たいものを麓で買って来た。1本半は飲んでる。それで、痙攣して唸ってますんで、これは熱中症の、今はガイドラインが全部変わりましたが、その当時の熱中症の区分は、熱失神、熱疲労、熱痙攣、熱射病だったんです。その熱痙攣の状態でした。硬直して、ウーッてなっている。それで、みんな水をかけました。腋の下にはまだ氷が入っているペットボトルをあてました。でも、それはもうどうしようもない。宿泊所までは車でいけるけど1時間はかかる。それで、救急へりを頼むことにいたしました。

これも参考にさせていただきたいんですが、その山は、長野県と山梨県の県境にある山でした。私は最初に携帯で電話したら、山梨県が出たんですが、飯盛山のどこどこにいますと言ったんですが、わかりません、調べてから電話しますと言われて、10分たっても電話が来ないので、電話したら、私が歩いて長野県側に入ったんです。長野県の救急が出まして、松本からへりを飛ばすんで20分待ってくださいと言われてました。へりが来まして、私も乗って、5分足らずで佐久病院に行きました。下ろしまして、10分ぐらいしたら、医者がニコニコしているので、助かったのかなと思ったら、熱中症じゃありません、重篤な過呼吸でしたと言うんです。

彼女の場合は、自分は痙攣して何も言えなかった。後から聞きましたら小学校時代から過呼吸で入院したり、救急車で運ばれたりした重篤な子だったんです。ですから、過呼吸のひどい子の場合には熱中症と同じ症状になる。お医者さんが言っていたのは、熱中症と思って対応したのがよかった、もしこれから同じようなことがあったら必ず熱中症として対応してください、そうしないと過呼吸でも死ぬ場合があります。

それで、次の年からは、健康診断では、過呼吸をチェックするようにしました。そういう点で皆様に、これは熱中症の中でも、重篤な過呼吸を持つてる女の子の場合は、熱中症と同じような症状になってしまうので、過呼吸の重篤な場合の対応も、登山の場合には、知っておくのがいいのかなということで、経験でお話いただきました。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

参考にさせていただければと思います。

他にご意見などありますか。

【奥委員】

はい。改訂について、意見2つと質問1つ言わせていただきたいと思います。

意見として、まず私の方から前回お願いしていた雪渓や残雪の基準というのがなかなか難しいということで、写真は示されてるんですが、やっぱり難しいというお話であったかと思います。それでもやっぱり何かしら示していただくべきかと思います。地図や斜度も含めた事例といったものなどでも構わないかと思いますが、いくつか示して許容できる雪渓や残雪、あとは許容できないものといったものを示していただきたい。登山計画審査会で判断すると書かれていますが、何を基準に判断されるのか、やっぱり我々素人には全くわからないので、何かしら指標は必要ですし、恣意的に委員が代わったら今まで行けなかったところも登山可能になるということでは困ると思いますので、そのようをお願いいたします。

2つ目の意見としまして、同じようなことなんです、冬季の登山が可能な山として、今16ヶ所許可されているというふうになっています。この基準としましては、積雪期にない低山で、ということで16ヶ所選ばれているかと思っております。これずっと私気になって、昔から何度も問い合わせさせていただいているんですが、積雪期にないとは何なのか、そこをぜひ明確にさせていただきたいと思います。これも同じで、明確にしていれば、これも登山計画審査会で16ヶ所決まったというふうに認識してますが、これも委員が代わる度に、いやいやあの山は積雪期にないよね、という形で恣意的に判断されることがあるかと思います。私の理解で言うと、積雪期の状態にないというのは、雪が降って一時的に積雪があったとしても、数日で溶けるような気象状態だと、そのような状態じゃないかと理解していますが、きっと積雪期と言って、登山家の方々は理解されたような顔をされるかもしれないんですが、それぞれの解釈で違うと思うんですね。なのでそこを明確にさせていただきたい。かつ、明確にした上で、冬季の登山を許可された16ヶ所の山は、この積雪時の状態にないと言えるような気象データ、そういったものを示してから、16ヶ所はこういった基準でしっかり選びましたと、そのように出させていただきたい。

例えば許可された山の1つに筑波山があるんですが、これがどんな状態なのか、私は全然理解できません。県の北の方に住んでいるので。山頂に雪がずっと残ってたりしないのかなと思ったりするんですが、私の理解で言えば積雪期の状態にないというのは、降った後すぐ溶ける、何日かすると溶けるという状態なので、本当にそんな状態なのかという何かしら示していただく必要があるかなと思っています。

この2点に限らず、私はずっとこの場でも、何かしら基準と根拠っていうのを明確にしてくださいと常々お願いしてきたつもりです。もう本当にそれしか言ってないと思ってますので、その2点について、ぜひ基準と根拠を明確にさせていただきたいと思います。

あと1点質問です。登山アドバイザーの要件を改訂されてますが、これも前回質問したものの繰り返しなんですが、国立登山研究所の研修会の講師という条件が削除されています。これは削除じゃないですかねと私が意見させていただいたので、特にその点では異論はないのですが、結局なんだったんですかね。なんでこういう項目があったのか、結局削除にさせていただいたということなので、削除に至った理由というのを知りたいと思っています。これもずっと事故から再発防止策がいろいろ出されてきてますが、理由が分からないことが多いんですね。登山計画審査会の審査を受けるのは、1,500メートル以上の山への登山だけでいいと当初言われていて、1,500メートルの根拠ってなんなんですかって聞くと、何もないわけですよ。それも答えを結局いただけないまま削除されている。

そういうふうに、曖昧なものがいくつもいくつも散りばめられていて、一つ一つ確認していかなきゃいけないというのは、ここで終わりにさせていただきたいなと思ってますので、そういったところをよろしく願います。

質問に加えて愚痴も言いましたが、よろしくお願いします。

【委員長】

はい。奥委員の質問、意見について、前回確かご指摘いただいた話ですよね。基準を明確にすると。基準を明確にするのは、これは当然の話かと思うんですが、そのところ事務局でどういうふうを考えているのか、お答えいただければと思います。

【学校安全課長】

はい。

まず、雪渓・残雪についてなんですけれども、奥委員がご指摘のとおりでございますが、特に許容できる雪渓や残雪はどういったようなものなのかについては、写真や図について適当な資料が見当たらなかったものですから、実際には掲載ができてない状況でございます。

基準を設けるという話ですけれども、なかなか画一的な基準がですね、設けることが、各方面いろいろ探ったんですけれども、今現在ちょっと探っている状態でございます。奥委員ご指摘のとおり登山計画審査会で本当に安全性が確保されるのか、ということもあるかと思うんですが、今現在は、実際に登るときの山の状況につきまして、登山計画審査会の委員の方々に状況に詳しい方がいらっしゃいますので、その意見を基に山行先をまずは決定していきたいというふうに考えております。

引き続き、雪渓・残雪、許容できるのはどのようなところなのかお示しできるように、今後検討を進めていきたいと思っております。

もう1つ、冬季について、これも奥委員がご指摘のとおりなんですけれども、積雪期状態にないことにつきましては、一般的には根雪の状態になっていないこと、あるいは一過性の雪であって積もらない雪であるという認識であると、これはスポーツ庁の方に確認したんですけれども、そのように考えてございます。私どもといたしましては、冬季についても16ヶ所の山については、降雪が予想されたり、あるいは降雪があった場合には、計画を中止するというところで、登山計画を出させております。

その辺、登山計画審査会の方でも、必ず確認いたしまして、そのような危険なときには登山を実施することはないということと考えてございます。また、16ヶ所の山についての気象データなんですけれども、今のところちょっと私ども努力が足りなくて申し訳ないんですが、その16カ所に限ったデータっていうのはちょっとまだ見つかってないという状態でございます。その山に対してどのように対応していくかというのは、今後、また検討を加えていきたいと考えてございます。

【スポーツ振興課】

はい。アドバイザーの資格要件の件ですが、当初を国立登山研修所主催のセミナーでありますとか、研修会の講師を務める方は多くの知見を有しており、アドバイザーに適しているというふうに取り扱ってございましたが、これらの方々はアドバイザーの要件として、今回適用しております資格のいずれかを有しているという事実もございますので、国立登山研修所主催のセミナー、研修会の講師は、講習自体を務めることは資格ではないので、削除をいたしました。

今回は、その要件としては、資格のみで整理をしたところでございます。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。言葉が、専門家であればすぐ分かるんですけども、やっぱり普通の登山に

あまり詳しくない人が分からないものは、経緯を入れるとか、あるいはこういう場合は良いのだけれどもこういう場合はいけないんだという例示を入れるとかね、やっぱり判断するメルクマールというのは要ると思うので、今どうしろこうしろとは言いませんけれども、工夫はもうちょっと続けていただけるように、よろしくをお願いします。

他に質問、意見等がございますでしょうか。

そうしますと、今日の見解は反映していただいて、更に委員の方々、2月17日まではあと2週間ほど時間がありますので、何かあれば事務局の方にお伝えいただければと思います。そういったことでよろしいでしょうか。

そうしますと、予定していた議題は終わりましたが、そのほかに何かございますか。

【学校安全課長】

はい。資料6としてですね、参考として4月から12月までの登山の実施結果、各学校において登山に行った結果について、記載させていただいております。

【スポーツ振興課長】

それに関連しまして、委員の方からご質問とかご指摘をいただいております。

大田原高等学校の顧問の2名の方が、休みなしで連日生徒を引率している状況が見受けられると、ご指摘がございました。

この辺につきましては、やはり教員の労働環境と教育活動における安全性について密接に関連していることから、登山部の顧問教員に限らず、教員の働き方改革を進めていくというところでございまして、この働き方の基準につきましては、教育委員会内でも検討していきたいというふうに考えております。

また、改善策の一つとして、部活動指導員の配置でありますとか、登山アドバイザーの活用、また、現在ですね、コロナウイルスの関係で1パーティーの人数が10名という限定がございますので、コロナウイルスの扱いが変わった場合には、パーティーの数も増やしていけると思いますので、とにかく無理な働き方はないようにということで、取り組んで参りたいと考えております。以上です。

【委員長】

他の委員の方々から何かありますでしょうか。

【奥委員】

今、県教委さんの方から説明があった意見をしたのは私になるんですが、ちょっと経緯だけ説明させていただければと思います。

大田原高校の山行の結果で、7月23日、資料6の左端にNo.が振ってあると思うんですが、20番ですね、この20番で朝日岳に登っています。それで、見ていただくと、次の日の21番、7月24日に同じ朝日岳に登っています。

これはおそらくコロナ禍だからということではあるかと思うんですが、1パーティー10人以下にするっていう、そういう制約ですかね。そういう制約のために2回に分けて登山しましたということになっています。なので、生徒は別々の生徒が登っているんですが、顧問2名の方は、連日登山に行かれているという形になっています。

これだけでも大変だなと、この前後も勤務されている中、土日潰して登山されているだけでも問題があるかなと思うんですが、その前の週の16日と9日、番号何番になるのかな、時間ないので話だけしますが、7月9日と7月16日も同様に、早朝から夕刻まで那須町の三本槍岳まで登山実施されて、この2名の方は3週間で4回登山をされているというような形です。

なので、やっぱり持続可能な形で、部活動をやっていただきたいと思っていますし、これだけ土日潰してっていうのはある意味部活動の顧問だったら普通なのかもしれないんですけど、登山部の顧問だと登るっていう体力的なところもあると思いますので、通常の部活動と比べて負担はより重いというふうに思われます。なにより、そういった勤務状態を、誇らしげに、誇らしげか分からないですけど、このような表に普通どおり出してくるといって、そこに何も問題を感じられないというその体質が一般企業に勤める者としては、この業界おかしいなと思っていますところ。

ぜひ、何と申しますか、昨今話題になってる教員の働き方改革、この事故があったということもありますが、山岳部の改革というのは他の部活動に先駆けたものになっていただきたいという思いを私ずっと持っていますので、そういった思いに報いていただけるような基準作りだとか、働き方に無理がない持続可能な部活動にしていきたいと思っています。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

これ、連続で行っているのはコロナの関係で、パーティーの制限が行われたと。

【スポーツ振興課長】

はい。

そういう理由もありますが、7月23日、24日のところに限って言えば、当初引率する予定の先生がけがをしまして、やむなく同じ2人が行くことになってしまったということでもあります。とは言え、これは何週かにわたって行っていますので、そこは今後検討して参りたいと思います。

【委員長】

奥委員の指摘はもっともな話だと思いながら私も聞いていました。

是非、改善する方向でお願いします。

【日野委員】

その関連なんですけど、これやはり将来的には合同で登ることができるように検討しておかないと、例えば大田原高校14回、宇都宮白楊10回、栃木女子8回、宇都宮高校7回、たった一人の栃木高校でも3回、年間に行っているんですね。

山はどうしてもやはり登る必要がございますから、そうすると、どうしても引率の顧問が限られますから、今のような教員の働き方改革も含めまして、この後、できるだけ合同で山登りができるような体制を各学校で話し合ってもらうことを、今後に向かってやっていただければいいかなというふうに思っております。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【中村委員】

委員の皆様がご指摘のとおりなのですが、コロナの影響で、合同での登山について、山に行くまでのバスを複数の学校でチャーターするというのをこれまでも実施しておりましたが、コロナの影響を考えて、ずいぶんこちらで制限を加えたと、そのような状況もございました。

ですので、やはり3年間活動していないというのが、今後の活動にも大きく影響してくると思えますし、やはりかなり制限をかけてきた、今は幕営等も遠慮してもらう形で進めてきておりましたので、そういったことが今度影響してくることも考えられますので、先ほどの働き方改革も含めまして、改めて大切な視点を本日ご指摘いただいたと思いますので、本当に貴重なご意見ありがとうございました。

【委員長】

それでは、他にございますでしょうか。

【佐藤委員】

はい。佐藤です。

本日の議題には直接関係ないんですが、那須雪崩事故の慰霊碑の設置について、ご報告させていただきます。

第2回ですね、令和2年2月17日の検討委員会で議題とさせていただきました、慰霊碑の件なんですが、委員の皆様から数々のご意見をいただきました後に、令和2年11月4日に慰霊碑建立委員会が立ち上がりました。

数々の議論を重ねまして、おかげさまをもちまして、慰霊碑の建立目的も7名の生徒と1名の教員の慰霊と、事故の再発防止を誓うという慰霊の碑、那須雪崩事故を忘れないという立派な慰霊碑を大田原高校内に設置し、昨年3月26日の追悼式に合わせて除幕するということになりました。

まだですね、犠牲者の名前をどう書くかや碑文をどうするかと、数多くの問題点は残っておりますが、一先ず遺族に寄り添った慰霊碑ができたと感じております。

委員の皆様にお礼を申し上げるとともにご報告させていただきます。ありがとうございました。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

それではよろしいでしょうか。事務局に進行を移します。

4 閉 会

【司会】

望月委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、長時間にわたり貴重なご意見・ご指摘をいただきましてありがとうございました。

我々、教育委員会事務局としましては、那須雪崩事故以降、二度とこのような事故を繰り返すことなく、児童生徒の命を守るため、本日のご指摘・ご意見等を踏まえ、さらに前進できるよう取り組ん

で参りたいと思っております。

次回の検討委員会の具体的な開催時期、日程等につきましては、後日改めて事務局よりご案内差し上げたいと思いますので、何卒ご協力賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、第4回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。